

令和3年4月22日 開会

令和3年4月22日 閉会

(臨時第2回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 23 号

令和 3 年第 2 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 4 月 8 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 3 年 4 月 22 日 午前 10 時 00 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 長谷川 康 弘 | 山 路 有 |
| 橋 井 満 義 | 三 島 尋 子 |
| 松 本 二三子 | 河 中 博 子 |
| 前 田 昇 | 松 田 悦 郎 |
| 加 藤 修 | 井 藤 稔 |

○応招しなかった議員

(な し)

第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和3年4月22日(月曜日)

議事日程（第1号）

令和3年4月22日 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第6号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回））
- 日程第6 議案第24号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第6号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回））
- 日程第6 議案第24号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）について
-

出席議員（10名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 長谷川 康 弘 | 2番 山 路 有 |
| 3番 橋 井 満 義 | 4番 三 島 尋 子 |
| 5番 松 本 二三子 | 6番 河 中 博 子 |
| 7番 前 田 昇 | 8番 松 田 悦 郎 |

と思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第3 報告第6号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、報告第6号長期継続契約についてを議題としたいと思います。

村長の報告を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第6号長期継続契約について別紙報告書を付しまして、報告をさせていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。報告する案件は2件であります。

1件目は、役場など村内各施設に設置しております電子複写機並びに印刷機の賃貸借契約でございます。契約の相手方は、株式会社ケーオウエイ、契約金額は月額18万4,470円、契約期間は5年間でございます。

2件目は、新に建設をしております陶芸倉庫棟の警備業務です。契約の相手方はアルソック山陰株式会社、契約金額は月額1万3,200円、契約期間は業務開始日から5年間でございます。詳細につきましては、添付しております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。なお質疑におきましては、同一議題につきまして同一議員3回までといたします。

質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この長期契約の一覧表によりますと、コピー機等の管理が総合政策課ということになっているわけですが、以前は多分総務課だったと思いますが、趣旨からいうと、施設の管理ということ言えば、総務課でないかなというように率直に思うわけですが、その辺の経過をご報告いただきたいのと、それから陶芸倉庫棟の警備業務が月額1万3,200円ということで、まだ業務開始前ではありますが、前の資料館と比べてそんなに高くないようにも思いますが、前の資料館のいわゆる委託料は月額どれくらいであったかということをご報告いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えいたします。複写機等の印刷機、賃貸者契約が総務課ではないかということなんですけれども、これまでは総合政策課ありませんでしたので、総務課の方で担当しておりました。総合政策課ができて、そういった情報政策系を含めましてそういった管理を総合政策の方に分署として付しましたので、そのようにさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 前田議員のご質問にお答えいたします。この度の新しい陶芸倉庫棟の警備業務ということで、月額1万3,200円ということですが、古い陶芸倉庫棟のアルソックとの契約は、陶芸小屋の方の煙感知器一つということの契約でございました。これが月額9,000円、税込み9,900円ということとなっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 総合政策課ができたのでそちらの方ということではありますが、意見みたいになりますが、やっぱり庁舎全体の管理ということでいえば、総務課が財政も持っているわけですので、管理した方が効率がいいんじゃないかなと思うんで、そういった趣旨で伺ったということでお伝えしておきたいと思います。

まああの、今の陶芸の方の部分については、現時点での見積額ということで了解しましたので、以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。若干ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、基本的なことかもわかりませんが、この複写機の賃貸、それから陶芸の警備についてですが、両件とも契約期間が5年間、60ヵ月ということになっております。ちなみにこれらの決定されているので、例えば入札をされたとか、そういう経緯についてはいかがなものかなというふうに思います。

それとこの60ヵ月した理由の中に、特に今回複写機、まあ要するにコピー機が8台、それから印刷機が3台ということで、計11台。60ヵ月といいますと、やはりこの器機の原価償却含めた利益が上がっていく月数と推察ができるわけでありまして。

それで、入札されているかどうかということをもまず確認をしたいのと、それでこれの月額の契約金額に何が含まれているかというのの中に、多分保守メンテナンスは含まれているんじゃないかなということをもまず確認、それからトナーとかインク、紙、これらの消耗品についてすべて入っているの

か、例えばこれは全然別のものですよということなのか。それとコピー機は、通常まあ紙等は消耗品については支給を手前の方で準備をして、別会計の方で支出をしたものをそこに供給をして、よくあるのは枚数をカウント制でやっているところもあるんで、その辺のディティールについてをちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 橋井議員の質問にお答えします。まず、契約の方法ですね、これは随意契約となっております。理由につきましては複写機とかは単なるコピー機ではなくてですね、ネットワーク系と連動しておりますので、その辺の繋がりもございまして随意契約としております。それからランニングコストの関係ですが、月額の使用料の中にほぼすべて入っておるんですけども、コピー用紙代とコピー1枚につきいくらかという金額は別途になっております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ありがとうございます。確認しましたところ入札ではなく、これは随意契約でやっているということで、結局これはオンラインといいますか、ネットワークを通じてのやり取りが必要なために、それは業者さんの得意とする分野であるので、そこはということでしたということでもわかりました。

それから保守メンテナンスはもちろん、それからトナー、インク、紙は別途だと、そしてこれは一つアカウントもその中に入れてあるよということでの話だったんで、アカウントは別ですか。はい、わかりました。じゃあ、手前で準備しなくちゃいけないのは紙だということですね。その他については、業者もちだということですね。わかりました。

そうしますと最後に、この60ヵ月の決定の要件について再度確認をして終わりたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 橋井議員のご質問にお答えします。この契約の期間でございます。これは、日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づきまして、第3条この期間ですね、5年以内と定められていますので最長の5年ということで、経費が一番安くつきますので5年としております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

日程第 4 議案第 22 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 22 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 22 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。

この改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 3 年 3 月 31 日に公布をされ、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、固定資産の評価替え等により、税額が増加する土地に対する課税標準額を令和 3 年度に限り据置するもののほか、住宅借入金特別控除の特例、これ住民税の関係になりますが、こちらを規定するものでございます。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症により厳しい経済状況が続く中で、納税者に及ぼす影響を考慮したものとなっております。

以上、議案第 22 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。この税条例改正の中で、例えば 1 ページですが、冒頭 24 条に非課税の範囲が定められておりまして、そこに扶養親族で、今回カッコ書きで年齢 16 歳未満の者ということが以下加わっているんですが、ちょっと認識不足かも知れませんが、改正前になかった、改正後に年齢 16 歳未満というふうに加えられている経過がもしわかればご説明いただきたいと思えます。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員のご質問にお答えいたします。この追加になった経過でございますけれども、以前から 16 歳未満の方と扶養親族の方は、住民税の非課税の対象の中にあっただけですけれども、この度これができた経過としまして、30 歳から 70 歳の被住民の方は除外するということが法律の中で出てきておりまして、その関係でこういった言葉を引用されたということです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 要するにこれ自体は、以前と変わりのない形だということですね。運用そのものはですね。

まあ、わかりました。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（井藤 稔君） 起立全員であります。したがって議案第 22 号は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 23 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、議案第 23 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 11 回））を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 23 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 11 回）の専決処分について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございます。

予算書の 2 ページをご覧ください。すべて繰越明許費でございますけれども、表中、赤ちゃん特別定額給付金事業、新型コロナウイルス PCR 検査費用助成事業、小規模農家農作業省力化支援事業、新型コロナウイルス対策金融支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を財源として実施しておりましたが、交付金の対象となる 3 月 31 日までの支払い完了が困難であるため次年度へ繰り越しを行うものでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備確保事業につきましては、令和3年4月から本格的な接種が開始されることを受け、システム改修費等を予算化しておりましたが、3月末までに支払いが完了しない経費については、次年度へ繰り越すよう国から指示があったため繰り越すものでございます。

村道橋梁点検業務につきましては、日吉津村橋梁長寿命化修繕計画に基づき点検を行うものですが、財源とする補助金の未充当分を繰り越して実施するものでございます。

村道旧国道線グリーンベルト設置工事については、本工事で使用する材料の手配に時間がかかり年度内の事業完了が困難であったため工事に係る全額を繰り越すものでございます。

以上、議案第23号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。
三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。繰越明許費というのは、いつもこの3月31日までに
出費できないというものについて専決をしておりましたでしょうか。この中で3月議会に提案をされるべきものというものはないのでしょうか。そのことをお伺いしたいです。

○議長（井藤 稔君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えいたします。先ほど提案説明させていただいておりますけれども、この3月31日までという支払い期限が、例えばコロナの交付金ではありまして、なかなか3月議会に上程する時点では、これがどうも金額的に確定しないという部分がございます。それでそれ以降にも、事業の対象ではあるんですけども3月31日までには支払えないものが出てきておりますので、3月議会では間に合わなくこの度の専決処分ということにさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。
前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。この特に国の臨時交付金に関わる四つの事業について確認ですが、業務といいますか事業そのものは3月末に一応済んでいて、支払いが例えば会計年度の締める迄にはできないという部分と、それからもう一つは、事業そのものも年度をまたいで現実的には進むというものと、その二つ目の点があるのかないのかということと、それがあった場合に確認ですけれども、要するに例えば赤ちゃん事業とコロナの事業と、要するに残金が繰越して差額が出た場合には、これは国の臨時交付金を返すような恰好になるのかというあたりを、2点補足をいただき

たいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。交付金の対象事業としましては、もう年度内で終わりでございます。で、例えば赤ちゃんが3月30日に生まれたというのがありますけれども、その方につきましては対象ですけれども、支払いが3月31日まではできませんので、それをこの繰越金額から出すということになります。それから事業が、余りが出るという場合につきましてはそれは返還ということになると思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） もういつぺんちょっと確認、例えばこの小規模農家の支援事業は、要するに該当の農家とかとのやり取りというのは、もう3月末で終わってるわけですね。要するに事業が繰越して、継続で、4月になってからも申請を受けるよということはないわけですね。

その辺を再度確認をいただいたらと思いますけど。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。農機具の省力化の事業にしましては、3月の議会で補正を上げさしていただきまして、成立後に申し出を受けましてその時点でまだお支払いができないということでございますので、新年度に繰越しをさせていただいて、支払いの対応をさせていただくということで、今回、繰越しということで数字を上げさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほど前田議員の方からもありました、この農林水産業費の小規模農家の草刈り機等のことです。これは先ほど課長の方から説明がありましたけれども、昨年度大変好評だったということで、追加で100万組んで10万円マックスの10件分をさらに追加をして予算組をしたと、それで3月の段階においてですね、3月末の段階においてこれの申請なり云々をして、そういう方が該当される方が、要するになかったということで解釈をすればよろしいんですか。要するに金額支出ができないために、満額補正額をここでスライドをして繰越しをしたということなんでしょうか。まず、それが1点。

それから土木費にこの二つ出ております道路橋梁費に、提案説明の中では橋梁点検の中では、橋梁点検の部分では、これは補助金の未充当の部分があったということで、124万これ計上されて繰越しされております。この補助金の未充当ということは、どういうふうな状況において未充当だったのか

などということが、ちょっと、その辺がはっきりもう一度していただきたいと思います。

それからグリーンベルトの設置工事については、何か資材が、材料の調達ができなかったということではありますが、グリーンベルトの材料の調達が困難であるなどというのは、わたしはちょっと理解ができないですけれども、これらの詳細について再度お答えいただきたく思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。小規模農家農作業省力化支援事業につきまして、こちらにつきましては3月の議会が終了した時点で、新に申請の方を受け付けをさせていただいた中で、2年度中の申請をいただいたものが3件ございました。それにお支払いをさせていただいてく、もうすでに補助金の方はお支払いは済んでおりますけれども、そちらの方が3年度に支払いをさせていただいたというものでございます。

次に、村道橋梁点検業務の繰越しについて、補助金の未充当ということで説明をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては国の方からの補助金を財源として実施しておるものでございますけれども、この道路橋梁費の中で点検業務だけではなく、橋梁の補修工事請負費の方も含むものでございますけれども、令和2年度中に橋梁の補修工事を2件実施しておりますが、そちらの方が令和元年度からの繰越明許費を充当させていただいております。

その部分において、当初設計をしておりました金額よりも下回る契約額となりました関係で、工事請負費の方の残額といいますか、不用額が発生するというような形になりましたもので、国からの補助金を残すということにはちょっとできないということでございましたので、今回こちらの橋梁点検業務の方に、そこの部分の金額を充当させていただきまして、124万ですけれども、こちらを令和3年度に実施をさせていただきたいというものでございます。

続きまして、グリーンベルトの設置工事の関係ですけれども、こちらにつきましては発注の方が3月に入ってから発注した関係もございまして、工事の作業員さんなり、その資材の関係が年度内に手配できないというようなこともございまして、新年度に入ってから完成ということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） わたしは、これらの繰越しの部分の金額の推移が、どういうふうに計上されてきたのかなということが、お聞きしたくて今聞いたわけですけれども、小規模作業支援の部分については、100万繰越すんだけれども、先ほどの説明では2年度中にあったものの3件を、3年度に支払っていきますよということの説明があったわけです。

ということは、令和2年度の予算して、3月に更に100万していますから令和2年度は約200万の

予算だったものを、そこで充当をして、それで概ね10件部分の最初の部分の4月、えっとあれ4月に予算したのかな。それで一番最後に残っていたのが3件あって、これを3年度になってから令和2年度年度の予算分を払いますよと、それでまるまるその3月の補正で組んだ100万は、ここにスライドしてきたという話で間違いないんですかね。まず、それ。

それから村道の橋梁点検業務、これずっとずれてきた仕事のように思っておるんですけども、要するに、令和元年度の国からの予算がおりとったわけですけども、それを繰越しをして令和2年度に工事を行って、それが金額が安くなったので、そこで余った残予算の部分が124万円ありますから、これを令和3年度の予算部分というか、事業としてこれをやっていくんだよということで間違いないんですよね。それが2点。

それで最後グリーンベルトの設置工事、これは材料調達の遅延によるということの理由になって説明されましたけれども、これは材料調達の遅延じゃなくて発注時期の遅延じゃないですか。わたしそう思いますよ。3月の頭に発注依頼を受けて、これ仕事なんかできるわけじゃないじゃないですか。これどういういきさつで、3月のどの時点で発注されたんですか。その3点をもう一回きちっと聞いておきたいと思います。今後の参考のために。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、農業費の部分と後、村道橋梁費の点検業務の関係につきましては、橋井議員がおっしゃるとおりでございます。

後、グリーンベルトの設置工事に関しましては、職員の方の発注が遅くなったということが一つの原因なのかなというふうに考えて、「公安の方の関係もあって・・・」と呼ぶ者あり]関係します機関、公安等に協議をさせていただきながら進めておったところなんですけれども、そういった中で、3月に入ってから発注ということで、このような形で繰越しをお願いしているという形になったものでございます。

契約につきましては3月の17日ということで、工期の方が当初3月18日から3月31日ということで、契約を交わさしていただいておりますけれども、工期がずれるということで変更で契約をさせていただいております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 再度確認。今のグリーンベルトの部分は3月17日に発注したけれども、3月18日から31日までの年度末の工期の間にできませんということだったんですけども、わたしが申し上げているのは、この発注のタイミングだとか云々、要するにもう少し課の中で仕事を前倒しをしてですね、未然にやっぱり防いでいって、やはり行政って年度末の年度内の現年度予算で組ん

でるんじゃないですか、それをスライドしていきで云々することは、今度はまあ、ここに出納室長もおられますけれども、出納の所にはその支払いの云々の、全部ずれたものをみんなそこにため込まれてくる、たいへんな迷惑されるんですよ。役場庁舎全体のこともあるし、それは村長のメンツもありますよ。もう少しね、そのあたりはシビアに、業務遂行はスピーディに出たものはすぐかたずける。そういうふうなことをわたしはお願いしたいというよりも、苦言を呈して質問を終わりたいと思います。今後は気を付けていただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） なんか答弁ありますか。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほど建設産業課長の方から説明申し上げましたように、関係機関との調整もあって、この発注がずれ込んだということでございます。で、当初期間工期で完了する、できるだろうということだったですけども、そこで年度末になったこともありまして、資材調達、また人員の調達等々でこれが遅れたということでございます。

ただ、おっしゃいますように、やはり少しでもこれ前倒しというか、できるタイミングで工事を発注をして、もう少し早くできていれば、こういった事態にもならなかったのかなということ、わたくしの方からもこれは担当課の方に、厳しく話しをさせていただいたところがございますので、今後の事業の業務の進め方として、この先を見据えた中で計画をもって、事業発注なりをもう少し余裕を持ってするよということ、今後取り組んでいきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 23 号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号は原案のとおり承認されました。

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 24 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 24 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）でございますが、歳入歳出それぞれ 408 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38 億 495 万 6,000 円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。歳出では、第 3 款 民生費、第 2 項 児童福祉費、第 3 目 母子父子福祉費に 408 万 2,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するものでございます。

続いて、歳入について申し上げます。4 ページをご覧ください。第 14 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 2 目 民生費国庫補助金に 407 万 8,000 円を計上しておりますが、これは歳出で申し上げました低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費等の国庫補助金でございます。

なお、第 18 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金 4,000 円で調整しております。

以上、議案第 24 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。事業の趣旨については基本的に賛同しながら聞くんですが、事業の概要書のところで、ここでまずは、一人親世帯分だけが今回の事業の内容だということとで、確認になるかと思いますが、一応対象者数の見積もりが見込みは 49 世帯の 70 人ということですね。ちなみに、前年度の事業については実績としては 35 世帯ということなので、35 世帯の実績があったものを、今回については 49 世帯に見込みを広げて予算をしているということとで、そういう理解でいいんでしょうかということが 1 点と、それと大変恐縮ですが、児童扶養手当の要するに扶養する児童ですね、年齢 18 歳だったでしょうか、16 歳だったでしょうか、そのあたりを今一度ご説明いただいたらというふうに思います。

それから二人親世帯については、国の指示後にということとありますが、この辺の見込みを 1 点付け加えていただくとありがたいかなと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋田福祉保健課長。

○福祉課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず1点目でありますけれども、今回49世帯を見込ませていただいておりますのは、概要書の②、③番のところになりますけれども、公的年金等を受給されているという理由で児童扶養手当が支給されておられない世帯、それから今の新型コロナウイルスの影響によりまして、所得が激減しているような世帯に対しまして、対象ということになりますので、これにつきましては見込みとして数字を上げさせていただきます。

見込みにつきましては、通常相談があった件数等を勘案しまして世帯数を増やして提案させていただいたところであります。

2点目でありますけれども、児童手当、児童扶養手当の対象は18歳未満ということで、年齢はそうなっております。

すみません、失礼しました。二人親世帯ということなんですけれども、こちらにつきましては、国の方でこの後、支給要件等勘案された中で指示があるということで、まだ具体的なスケジュール等はまったくおきてきておりませんが、今後、国の方でも考えていかれるということで伺っております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） それで今のここでの3番目の、該当の方ということですので見込みとしては10世帯11人という見込みなので、かなり具体的に多分把握されているのかと思いますが、この申請は要するに、年度内であれば申請したら速やかに支給しますよということになるんでしょうか、その点だけ再度確認をしたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 橋田福祉保健課長。

○福祉課長（橋田 和久君） はい、先ほども申し上げましたが、対象につきましては今までの相談件数等であった数を上げておりますので、具体的な数字に近いものかとは思っております。今年度の申請がありましたら、年度内に速やかに対応させていただいて支給するものであります。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

○議長（井藤 稔君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 3 年第 2 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午前 10 時 50 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員